三労発基1008第１号
令和８年10月８日

四日市ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三 重 労 働 局 長
（ 公 印 省 略 ）

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」について

平素より労働安全衛生行政の推進に多大なる御支援、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第28条第１項の規定に基づき、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（技術上の指針公示第30号。以下「改正指針」という。）が令和８年10月１日に厚生労働省ホームページに掲載されたところであり、同日（一部については令和９年10月１日）から適用されます。

今般の改正は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第33号。以下「改正法」という。）が、令和７年５月14日に公布され、改正法の一部が令和８年10月１日に施行されることに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和５年４月27日付け技術上の指針公示第24号）について、所要の改正が行われたものです。

改正点は別添１の新旧対照表のとおりであり、改正後の指針は別添２のとおりですので、貴団体におかれましても周知等につきまして御協力を賜りますようお願い申しあげます。